

法令および定款にもとづくインターネット開示事項

第93期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

中部電力株式会社

目 次

1. 事業報告	
業務の適正を確保するための体制等の 整備に関する事項	・・・ 1 頁
2. 連結計算書類	
連結株主資本等変動計算書	・・・ 5 頁
連結注記表	・・・ 6 頁
3. 計算書類	
株主資本等変動計算書	・・・ 12 頁
個別注記表	・・・ 13 頁

上記の事項につきましては、法令および定款第 15 条の規定にもとづき、当社ホームページに掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

1. 事業報告

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容

当社は、取締役会において、「会社の業務の適正を確保するための体制」について決議しております。その内容は、次のとおりであります。

当社は、公正・透明性を経営の中心に据え、業務の適正を確保するため、次の体制を整備するとともに、これを有効に機能させ、株主、お客さまをはじめとするステークホルダーから信頼される企業となるように努める。

ア 経営管理に関する体制

(7) 業務執行に関する体制

- ・取締役会は、原則として毎月1回開催し、法令・定款所定の決議事項および経営上重要な事項を決定するとともに、取締役から職務執行状況の報告を受けるなどして、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役により社外の視点からの監督を行う。監査役は、取締役会に出席し意見を述べるほか、職務執行状況の聴取などを通じて、取締役の職務執行を監査する。
- ・業務執行における重要な事項について多面的に検討するため、経営執行会議および経営戦略会議（以下合わせて「経営会議」という。）を設置する。経営執行会議は、原則として毎週1回開催し、取締役会に付議する事項および社長が意思決定すべきその他重要事項の審議を行うとともに、業務執行状況等に関する報告を受ける。また、会長、社長、副社長および経営企画部門の長で構成する経営戦略会議は、必要に応じて開催し、経営に関する方針・方向性について審議する。
- ・経営の意思決定・監督と執行の分離および迅速な業務執行を実現するため、執行役員制を採り、カンパニー社長・本部長・統括を務める役付執行役員に社長の権限を大幅に委譲し、特定分野の業務執行をカンパニー社長・本部長・統括以下で完結させる一方、その執行状況について、適宜、経営執行会議および取締役会に報告させる。
- ・カンパニー制を採る販売、送配電および発電の各事業分野においては、カンパニー社長の諮問機関としてカンパニーボードを設置する。
- ・取締役ではないカンパニー社長・本部長・統括についても、経営執行会議の構成員として取締役会決議案件の審議に参加させ、また取締役会において適宜議案の説明をさせること等により、経営の意思決定と特定分野の業務執行との乖離の防止を図る。
- ・取締役ならびに役付執行役員、執行役員およびその他の職員（以下「取締役等」という。）の職務執行の適正および効率性を確保するため、社内規程において、各部門（カンパニー、本部、本店の部、支店・支社をいう。以下同じ。）および各部署ならびにそれらの長の業務分掌、権限等を定める。また、取締役等は、業務執行状況について、適時に、取締役会、経営執行会議、カンパニーボードまたは上位者に報告する。
- ・取締役等の意思決定の適正を確保するため、決裁手続において、起案箇所、関係部門および審査部門による審査を行う。

(イ) 取締役等の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役等の職務執行に係る情報の保存および管理を適切に行うため、社内規程において、取締役会議事録、経営会議資料、カンパニーボード資料、決裁文書等の作成、保存および管理に関する事項を定める。

(ウ) 内部監査に関する体制

- ・取締役等の職務執行の適正および効率性を確保するため、業務執行ラインから独立した組織として社長直属の内部監査部門を設置する。内部監査部門は、各部門の業務執行状況等を定期的に監査し、その結果を社長に報告するとともに、必要に応じ各部門に改善を勧告する。

イ リスク管理に関する体制

- ・ 全社および各部門のリスク管理が適切に行われるよう、組織、権限および社内規程を整備する。
- ・ 経営に重大な影響を与えるリスクについては、経営計画の策定および重要な意思決定にあたり、経営企画部門および各部門が、毎年定期的にまた必要に応じて把握・評価し、経営会議において審議を受けるとともにこれを管理する。また、必要に応じて、取締役会において審議・報告する。
- ・ 各部門の業務に係るリスクについては、各部門の長が、これを把握・評価・管理する体制を整備するとともに、毎年定期的にまた必要に応じ、その体制、運用状況を点検する。また、各部門の計画の策定・実行にあたっては、リスクを把握・評価し、その結果に基づいてこれを管理する。
- ・ 非常災害その他当社の財産、社会的信頼等に重大な影響を与える事象が発生したときの情報伝達および対応について社内規程に定めるとともに、これら事象が発生したときに備え定期的に訓練等を実施する。
- ・ 原子力の自主的・継続的な安全性向上に向けた取り組みとして、当社の原子力安全の取り組み姿勢・理念を反映した中部電力グループ原子力安全憲章を制定する。また、原子力部門へのガバナンスを強化するため、原子力安全向上会議を設置し、同会議において、リスクを分析・評価するとともに原子力の安全性向上に必要な対応策について審議する。さらに、社外の有識者の知見を安全性向上に向けた取り組みに活用するため、アドバイザリーボードを設置する。
- ・ 法令等に従って財務報告を適正に行うために、組織および社内規程類を整備し、適切に運用する。

ウ コンプライアンスに関する体制

- ・ コンプライアンス経営を推進するため、社長を議長とし、社外委員および監査役を加えたコンプライアンス推進会議を設置するとともに、各部門・事業場および各部署の長をコンプライアンス推進責任者とする全社的な体制を整備する。
- ・ 法令および社会規範の遵守に関する理念ならびに取締役等が遵守すべき基本的事項を定めた中部電力グループコンプライアンス基本方針を制定・周知する。
- ・ コンプライアンスの定着を図るため、取締役およびコンプライアンス推進責任者を対象とした啓発活動を実施し、管下職員への適切な指導・監督に当たらせるとともに、職員に対し各種研修を行う。
- ・ コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善のため、通常の業務報告経路とは別に、内部通報の窓口「ヘルプライン」を社内および社外に設置する。なお、ヘルプラインの利用者の保護について、社内規程を定める。
- ・ 反社会的勢力との関係遮断については、対応部署を定め、社内規程類を整備するとともに、関連する外部専門機関と連携して対応する。

エ 監査に関する体制

- (ア) 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項
- ・ 監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した組織として監査役直属の監査役室を設置する。
 - ・ 監査役室には、監査役の意向を踏まえた員数の職員を置く。
- (イ) 監査役の職務を補助すべき職員の独立性および当該職員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役室に所属する職員は、執行部門の業務に係る役職を兼務せず、取締役の指揮・命令を受けない。
 - ・ 取締役等は、監査役の指示に基づき職務を遂行したことを理由として、監査役室に所属する職員に不利益を及ぼさない。
 - ・ 監査役室に所属する職員の異動および評定にあたっては、監査役の意向を尊重する。
- (ウ) 監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役等は、次のとおり、職務執行状況等について監査役に報告する。

- ・取締役会および経営会議ならびにカンパニーボードの付議事項について、監査役からの求めに応じ報告する。
 - ・当社に著しい損失を与えるおそれのある事実を知ったときは、ただちに監査役に報告する。
 - ・部門ごとに原則として年1回、当該部門に係る職務執行状況を監査役に報告する。
 - ・重要な決裁文書については決裁後すみやかに、また業務執行に係るその他の文書類についても求めに応じて、監査役の閲覧に供する。
- (エ) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制
- ・取締役等は、監査役または監査役室に所属する職員に報告をしたことを理由として、報告した者に不利益を及ぼさない。
 - ・監査役および取締役等は、監査役に報告した者が望まない場合、正当な理由なく、その者の氏名等個人を特定できる情報を社内または社外に開示しない。
- (オ) 監査費用等に関する事項
- ・監査役が職務上必要と認める費用等を請求したときは、すみやかに当該費用等を支払う。
- (カ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
- ・監査役は、経営会議およびその他重要な会議体ならびにカンパニーボードに出席のうえ、意見を述べることができる。
 - ・社長は、定期的に監査役と代表取締役が経営全般に関し意見交換する機会を設ける。
 - ・内部監査部門および会計監査人は、監査計画の策定・実施にあたって監査役と協議するとともに、実施結果を監査役に報告する。

オ 中部電力グループの業務の適正を確保するための体制

- ・中部電力グループの業務の適正および効率性を確保するため、グループ会社を統括する部門を設置し、グループ会社全般に関する経営戦略・方針の立案を行うとともに、社内規程類を整備し、経営上の特に重要な事項について協議または報告を求めるなど、グループ会社の経営管理を行う。また、グループ会社を統括する部門は、グループ各社の事業の概況を当社監査役に報告する。
- ・グループ各社のリスクについては、各社が把握・評価・管理する。また、個別会社毎に当該会社の社長と当社の社長等で構成するグループ経営戦略会議を原則として年1回開催し、当該会社の経営施策と併せて経営に重大な影響を与えるリスクについて検討する。当社監査役は、これに出席のうえ、意見を述べるができる。
- ・当社の取締役等ならびにグループ会社の取締役等および監査役は、グループ会社においてグループ経営に重大な影響を与える事象が発生した場合、すみやかに状況把握を行うとともに、当社監査役に報告する。
- ・中部電力グループにおけるコンプライアンス推進のため、中電グループ・コンプライアンス推進協議会を設置するとともに、グループコンプライアンス基本方針を制定する。また、グループ各社のコンプライアンス経営を推進するため、各社において、コンプライアンス委員会またはコンプライアンス担当の取締役等・部署の設置その他推進体制を整備するとともに、基本方針の制定をはじめとする自律的な取り組みを行う。
- ・コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善のため、グループ各社が必要に応じ自ら内部通報の窓口を設けるほか、グループ各社共同のコンプライアンスに関する内部通報の窓口「中電グループ・共同ヘルプライン」を設置する。
- ・当社の取締役等または監査役に、必要に応じグループ会社の取締役または監査役を兼務させる。
- ・当社監査役は、グループ会社監査役間の定期的な意見交換を行う。
- ・当社の内部監査部門は、必要に応じてグループ会社に対して内部監査を行い、その結果を社長および監査役に報告する。

(注) 当社は、「会社の業務の適正を確保するための体制」について、平成18年4月27日開催の取締役会において決議し、その後適時適切に内容を改定しております。
平成28年度は、平成28年3月23日開催の取締役会において、同年4月1日付で一部改定する決議をいたしました。改定内容は、次のとおりであります。

- ・カンパニー制導入に伴う記載の変更

(2) 体制の運用状況の概要

「会社の業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は、次のとおりであります。

ア 経営管理に関する体制

平成 28 年度において取締役会を 14 回開催し、法令および定款所定の事項ならびに経営上重要な事項について審議し決議している。このほかの業務執行における重要事項については、経営執行会議において審議または報告している。

社外取締役は、取締役会へ出席するほか、代表取締役との定期的な意見交換等を通じ、社外の視点から取締役の職務執行を監督している。

また、グループ内部監査を含め内部監査の実施結果について、随時、社長および監査役に報告している。

このほか、中部電力グループ CSR 宣言を実践するための基本方針として、中部電力グループコーポレート・ガバナンス基本方針を制定している。

イ リスク管理に関する体制

経営に重大な影響を与えるリスクおよび各部が業務執行上管理するリスクについては、経営計画策定のプロセスにおいて対策やリスクの状況を確認し、適切に取締役会および経営会議に報告している。

非常災害の発生に備え、全社的な防災訓練等を実施し、非常時の体制および対応について確認している。

また、原子力の自主的・継続的な安全性向上に係る取り組みについては、原子力安全向上会議を定期的で開催し、原子力部門における安全性向上への取り組みや内部監査結果等について確認するとともに、アドバイザリーボードの開催により社外有識者の知見の反映に努めている。

ウ コンプライアンスに関する体制

コンプライアンス推進会議を半期ごとに開催し、中部電力グループコンプライアンス基本方針にもとづくコンプライアンス推進施策の策定、その実施状況の確認を行うとともに、ヘルプラインへの相談事項について報告し、その対応方針の検討等を行っている。

ヘルプラインへの相談のなかで対応が必要な事象については、すみやかに事実確認を行い、適切に対処している。

エ 監査に関する体制

監査役直属の監査役室を設置し、監査役室に所属する職員について取締役からの独立性を確保している。

監査役は、取締役会、経営会議およびその他重要な会議への出席、職務執行状況の聴取ならびに重要な決裁文書の閲覧等を実施するとともに、定期的に代表取締役と経営全般に関し意見交換を行い、内部監査部門および会計監査人から随時報告を受けること等により、取締役の職務執行全般を監査している。

また、監査役に報告した者が不利益を受けないことを確保するための体制および監査役の職務について生ずる費用等に関する事項等について、適切に運用している。

オ 中部電力グループの業務の適正を確保するための体制

グループ経営戦略会議や定期的な報告を通じ、グループ会社の経営状況やリスク管理状況について適切に統括・管理している。

中電グループ・コンプライアンス推進協議会を通じてグループ各社のコンプライアンス推進を支援している。

中電グループ・共同ヘルプラインへの相談のなかで対応が必要な事象については、すみやかに事実確認を行い、適切に対処している。

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	430,777	70,786	1,044,855	△ 1,121	1,545,297
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△ 22,719		△ 22,719
親会社株主に帰属する当期純利益			114,665		114,665
自己株式の取得				△ 89	△ 89
自己株式の処分		△ 0	△ 0	3	3
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		8			8
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	8	91,946	△ 85	91,869
当連結会計年度末残高	430,777	70,794	1,136,801	△ 1,206	1,637,166

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	38,313	△ 18,808	29,158	5,973	54,637	37,174	1,637,109
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△ 22,719
親会社株主に帰属する当期純利益							114,665
自己株式の取得							△ 89
自己株式の処分							3
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							8
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	1,172	10,990	△ 4,476	△ 14,222	△ 6,536	2,270	△ 4,265
当連結会計年度変動額合計	1,172	10,990	△ 4,476	△ 14,222	△ 6,536	2,270	87,603
当連結会計年度末残高	39,485	△ 7,817	24,682	△ 8,248	48,101	39,445	1,724,713

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 29社 (すべての子会社を連結の範囲に含めている。)

(異動の状況)

新規 1社

AP Cricket Valley Holdings I, Inc.* は、出資により、連結の範囲に含めている。

※当連結会計年度内に、連結の範囲から除外している。

除外 24社

Chubu Electric Power Company International B.V., Chubu Electric Power(Thailand)Co.,Ltd., Chubu Electric Power Company U.S.A. Inc., Chubu Electric Power Goreway B.V., Chubu Electric Power Falcon B.V., Chubu Electric Power Australia Pty Ltd., Chubu Electric Power Gorgon Pty Ltd., Chubu Electric Power Integra Pty Ltd., Chubu Electric Power Thailand SPP B.V., Chubu Electric Power Company Global Resources B.V., Chubu Electric Power Cordova Gas Ltd., Chubu Electric Power Korat B.V., Chubu Electric Power Sur B.V., Chubu Electric Power Ichthys Pty Ltd., Chubu Electric Power Exploration Pty Ltd., Chubu Electric Power Gem B.V., Chubu US Energy Inc., Chubu US Gas Trading LLC, J Cricket Holdings, LLC, (株)常陸那珂ジェネレーション, Chubu Electric Power Company Freeport, Inc., CEPT Engineering Co., Ltd., AP Cricket Valley Holdings I, Inc. は、(株)JERA を承継会社とする吸収分割により、Chubu Electric Power Ibri Sohar B.V. は、清算終了により、連結の範囲から除外している。

(2) 主要な連結子会社の名称

(株)シーエナジー、ダイヤモンドパワー(株)、(株)トーエネック、中電興業(株)、中部精機(株)、中電配電サポート(株)、中電不動産(株)、(株)中電オートリース、(株)中部プラントサービス、(株)シーテック、(株)テクノ中部、知多エル・エヌ・ジー(株)、(株)中電シーティアーアイ、(株)トーエネックサービス、旭シンクロテック(株)

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 24社 (すべての関連会社を持分法の適用範囲に含めている。)

(異動の状況)

新規 1社

Cricket Valley Energy Center, LLC * は、出資により、持分法の適用範囲に含めている。

※当連結会計年度内に、持分法の適用範囲から除外している。

除外 19社

A. T. Biopower Co., Ltd., バジヤドリド発電会社、バジヤドリド運転保守会社、Chubu Ratchaburi Electric Services Co., Ltd., Goreway Power Station Holdings Inc., TC Generation, LLC, RHA Pastoral Company Pty Ltd., TAC Energy Co., Ltd., MT Falcon Holdings Company, S. A. P. I. de C. V., Chubu TT Energy Management Inc., Phoenix Power Company SAOG, First Korat Wind Co., Ltd., Phoenix Operation and Maintenance Company LLC, K. R. Two Co., Ltd., Gunkul Chubu Powergen Co., Ltd., FLIQL Holdings, LLC, Carroll County Energy Holdings LLC, J Renovo Holdings, LLC, Cricket Valley Energy Center, LLC は、(株)JERA を承継会社とする吸収分割により、持分法の適用範囲から除外している。

(2) 主要な持分法適用関連会社の名称

愛知電機(株)、東海コンクリート工業(株)、新日本ヘリコプター(株)、中部テレコミュニケーション(株)、(株)JERA

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は、TOENEC PHILIPPINES INCORPORATED 他3社であり、いずれも12月31日を決算日としている。連結計算書類の作成にあたっては、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を使用している。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券のうち時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものは移動平均法による原価法によっている。

② デリバティブ

時価法によっている。

③ たな卸資産

たな卸資産のうち燃料は総平均法による原価法(連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法、無形固定資産は定額法によっている。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 原子力発電所運転終了関連損失引当金

浜岡原子力発電所1、2号機の運転終了に伴い、今後発生する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における合理的な見積額を計上している。

③ 濁水準備引当金

濁水による損失に備えるため、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の規定による引当限度額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理及び振当処理によっている。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

通貨スワップや金利スワップ等のデリバティブ取引をヘッジ手段とし、資金調達から発生する債務等をヘッジ対象としている。

ハ ヘッジ方針

当社グループ業務の範囲内における、実需取引に基づくキャッシュ・フローを対象とし、市場変動等による損失回避またはコストの低減を図る目的で、デリバティブ取引を実施している。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジに高い有効性があると認められるため、有効性の評価を省略している。

② 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に充てるため、当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上している。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（連結子会社15年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（当社3年、連結子会社3～15年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生当連結会計年度）から費用処理することとしている。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生原因に応じ20年以内で均等償却を行っている。

④ 使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用のうち、平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異については、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年9月30日経済産業省令第94号）附則第4条の定めに従い、平成31年度まで均等額を拠出金として使用済燃料再処理機構に納付することにより費用計上する方法によっている。

なお、当連結会計年度末における未計上額は、24,745百万円である。

⑤ 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年5月25日通商産業省令第30号）の定めに従い、原子力発電施設解体費の総見積額を運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間にわたり、定額法により費用計上する方法によっている。

⑥ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(連結貸借対照表に関する注記)

1 担保資産及び担保付債務

(1) 当社

担保提供資産

当社の全資産は、社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

上記に対応する債務

社債	639,260百万円	(連結貸借対照表計上額 639,257百万円)
株式会社日本政策投資銀行借入金	381,635百万円	
金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約により債務の履行を委任した社債	341,450百万円	

(2) 連結子会社

担保提供資産

その他の固定資産 553 百万円

上記に対応する債務

長期借入金 126 百万円

(3) 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

長期投資 62 百万円

関係会社長期投資 1,387 百万円

なお、出資会社が債務不履行となった場合の連結子会社の負担は、上記のいずれの資産についても当該資産額に限定されている。

2 有形固定資産の減価償却累計額 9,961,278 百万円

3 たな卸資産の内訳

商品及び製品 571 百万円

仕掛品 5,439 百万円

原材料及び貯蔵品 62,821 百万円

4 保証債務等

(1) 社債及び借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社 117,226 百万円

従業員（住宅財形借入ほか） 62,298 百万円

日本原子力発電株式会社 38,095 百万円

Ichthys LNG Pty Ltd. 13,311 百万円

MT Falcon Holdings Company, S.A.P. I. de C.V. 10,089 百万円

Cricket Valley Energy Partners LLC 10,084 百万円

Carroll County Energy Holdings LLC 8,216 百万円

Phoenix Power Company SAOG 1,957 百万円

バジャドリド発電会社 1,845 百万円

楽天信託株式会社 1,563 百万円

メサイード発電会社 981 百万円

ラスラファンC事業会社 882 百万円

たはらソーラー合同会社 383 百万円

鈴川エネルギーセンター株式会社 259 百万円

(2) その他契約の履行に対する保証債務

JERA Energy America LLC 7,758 百万円

MT Falcon Holdings Company, S.A.P. I. de C.V. 4,310 百万円

Goreway Power Station Holdings Inc. 1,156 百万円

バジャドリド発電会社 1,131 百万円

株式会社常陸那珂ジェネレーション 945 百万円

Phoenix Operation and Maintenance Company LLC 509 百万円

Phoenix Power Company SAOG 181 百万円

Q Power Q. S. C. 169 百万円

たはらソーラー合同会社 135 百万円

PT.Cirebon Energi Prasarana 103 百万円

JERA Power U. S. A. Inc. 10 百万円

Ichthys LNG Pty Ltd. 2 百万円

(3) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

次の社債については、金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し、債務の履行を委任している。

第411回社債（引受先 株式会社みずほ銀行） 42,800 百万円

第412回社債（引受先 株式会社三菱東京UFJ銀行） 27,200 百万円

第413回社債（引受先 株式会社みずほ銀行） 32,800 百万円

第414回社債（引受先 株式会社三菱東京UFJ銀行） 37,600 百万円

第415回社債（引受先 株式会社三菱東京UFJ銀行） 63,800 百万円

第416回社債（引受先 株式会社三菱東京UFJ銀行） 46,200 百万円

第418回社債（引受先 株式会社みずほ銀行） 37,550 百万円

第424回社債（引受先 株式会社三菱東京UFJ銀行） 24,500 百万円

第426回社債（引受先 株式会社三菱東京UFJ銀行） 29,000 百万円

5 会社法以外の法令の規定による引当金

湯水準備引当金

電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第 1 条の規定による改正前の電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 36 条の規定により計上している。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 758,000,000 株

2 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成 28 年 6 月 28 日 定時株主総会	普通株式	11,360	15	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 29 日
平成 28 年 10 月 28 日 取締役会	普通株式	11,359	15	平成 28 年 9 月 30 日	平成 28 年 11 月 30 日

3 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成 29 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定である。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成 29 年 6 月 28 日 定時株主総会	普通株式	11,359	利益剰余金	15	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 6 月 29 日

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に電気事業の運営上必要な設備資金を、社債発行や銀行借入等により調達し、短期的な運転資金は、主に短期社債により調達することを基本としている。また、資金運用については譲渡性預金等の安全性の高い金融資産に限定している。デリバティブ取引については、当社グループ業務の範囲内で、リスク回避を目的として利用しており、投機目的のために利用することはない。

有価証券は、譲渡性預金、株式及び一部の子会社が保有する債券等であり、株式及び債券等については定期的に時価や発行体の財務・事業状況等を確認している。

受取手形及び売掛金は、電気供給約款等に基づき、顧客ごとに期日管理及び残高管理を行っている。

有利子負債残高の大半は、社債、長期借入金の長期資金であるものの、その大部分を固定金利で調達していることから、業績への影響は限定的と考えられる。

デリバティブ取引については、取引の実施権限、管理・報告方法等を定めた社内規程に基づき、資金調達に伴い発生する金融負債等を対象とした通貨スワップ取引や金利スワップ取引等を実施している。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない（(注 2) 参照）。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
資産			
(1) 有価証券	253,609	250,284	△3,324
(2) 現金及び預金	133,764	133,764	—
(3) 受取手形及び売掛金	238,404	238,404	—
負債			
(4) 社債 (※1)	639,257	653,120	13,862
(5) 長期借入金 (※1)	1,672,047	1,747,312	75,265
(6) 短期借入金	356,464	356,464	—
(7) 支払手形及び買掛金	109,328	109,328	—
(8) デリバティブ取引 (※2)	(3,929)	(3,929)	—

(※1) (4) 社債及び (5) 長期借入金には 1 年以内に返済予定のものを含めている。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示している。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格または取引先金融機関から提示された価格によっている。譲渡性預金等、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 現金及び預金、並びに(3) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、新規に同様の社債を発行した場合に想定される条件により算定している。

(5) 長期借入金

新規に同様の借入を行った場合に想定される条件により算定している。

(6) 短期借入金、並びに(7) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(8) デリバティブ取引

金融機関との取引は、取引先金融機関から提示された価格によっている。なお、為替予約等の振当処理あるいは金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象と一体として処理されているため、その時価は当該ヘッジ対象の時価に含めて表示している。

(注2) 非上場株式会社等(連結貸借対照表計上額 445,036 百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれる。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(1) 有価証券」には含めていない。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	2,225 円 66 銭
1 株当たり当期純利益金額	151 円 43 銭

(その他の注記)

1 連結計算書類の用語、様式及び作成方法

連結計算書類については、「会社計算規則」(平成 18 年 2 月 7 日 法務省令第 13 号)に準拠し、「電気事業会計規則」(昭和 40 年 6 月 15 日 通商産業省令第 57 号)に準じて作成している。

また、平成 28 年 10 月 1 日に「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」(平成 28 年 5 月 18 日 法律第 40 号)及び「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成 28 年 9 月 30 日 経済産業省令第 94 号)が施行され、「電気事業会計規則」(昭和 40 年 6 月 15 日 通商産業省令第 57 号)が改正された。

従来、使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額に基づき、連結会計年度末において発生していると認められる額を使用済燃料再処理等引当金及び使用済燃料再処理等準備引当金として計上していたが、同施行日以降は、特定実用発電用原子炉の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じた額を拠出金として使用済燃料再処理機構に納付し、電気事業営業費用として計上することとなった。

これにより、使用済燃料再処理等積立金 164,687 百万円、使用済燃料再処理等引当金 186,414 百万円及び使用済燃料再処理等準備引当金 16,995 百万円を取り崩している。

2 共同支配企業の形成

当社は、平成 28 年 5 月 23 日開催の取締役会において、当社の既存燃料事業(上流・調達)、既存海外発電・エネルギーインフラ事業および株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリブレース・新設事業(以下、「本件事業」という)を会社分割の方法によって、株式会社 J E R A(以下、「J E R A」という)に承継させるため、J E R A との間で吸収分割契約を締結すること(以下、この会社分割を「本件吸収分割」という)を決議し、同日、吸収分割契約を J E R A と締結した。これに基づき、平成 28 年 7 月 1 日、当社は本件事業を J E R A に承継させた。

なお、J E R A は本件吸収分割契約の締結と同時に、東京電力フュエル&パワー株式会社(以下、「東京電力 F & P」という)との間にも別途吸収分割契約を締結し、東京電力 F & P の既存燃料事業(上流・調達)、既存海外火力 I P P 事業および株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリブレース・新設事業を同時に承継した。

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称および当該事業の内容

既存燃料事業(上流・調達)、既存海外発電・エネルギーインフラ事業および株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリブレース・新設事業

② 企業結合日

平成 28 年 7 月 1 日

③ 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、J E R A を承継会社とする吸収分割

④ 結合後企業の名称

株式会社 J E R A

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社は、平成 27 年 2 月 9 日、東京電力株式会社との間で包括的アライアンスの実施について合意し、両社の燃料調達や上流、輸送、トレーディング等の燃料関連事業ならびに国内外の発電所に関する新規開発・リブレース事業を統合実施する新会社を共同で設立する旨の合弁契約を締結した。また、平成 27 年 12 月 22 日、両社の既存燃料事業（上流・調達）、既存海外発電・エネルギーインフラ事業および株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリブレース・新設事業を J E R A へ統合する諸条件や手続きに関する事項等を定めた関連合意書（以下、「本関連合意書」という）を締結した。これらに基づき、平成 27 年 4 月 30 日に設立した J E R A に、本件事業を承継させることとした。

⑥ 共同支配企業の形成と判定した理由

この共同支配企業の形成にあたっては、当社と東京電力株式会社との間で、両社が J E R A の共同支配企業となる合弁契約および本関連合意書を締結しており、企業結合に際して支払われた対価はすべて議決権のある株式である。また、その他支配関係を示す一定の事実は存在していない。従って、この企業結合は共同支配企業の形成であると判定した。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日）に基づき、共同支配企業の形成として処理している。

3. 計算書類

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				利益剰余金合計		
						海外投資等損失準備金	特定災害防止準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当事業年度期首残高	430,777	70,689	0	70,689	93,628	8,796	12	443,000	291,493	836,931	△ 1,064	1,337,333
当事業年度変動額												
剰余金の配当									△ 22,719	△ 22,719		△ 22,719
当期純利益									72,014	72,014		72,014
海外投資等損失準備金の取崩						△ 8,786			8,786	—		—
自己株式の取得											△ 88	△ 88
自己株式の処分			△ 0	△ 0					△ 0	△ 0	3	3
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額(純額)												
当事業年度変動額合計	—	—	△ 0	△ 0	—	△ 8,786	—	—	58,081	49,294	△ 84	49,209
当事業年度末残高	430,777	70,689	—	70,689	93,628	10	12	443,000	349,574	886,225	△ 1,149	1,386,543

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当事業年度期首残高	36,042	△ 5,103	30,939	1,368,272
当事業年度変動額				
剰余金の配当				△ 22,719
当期純利益				72,014
海外投資等損失準備金の取崩				—
自己株式の取得				△ 88
自己株式の処分				3
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額(純額)	851	2,258	3,110	3,110
当事業年度変動額合計	851	2,258	3,110	52,319
当事業年度末残高	36,894	△ 2,845	34,049	1,420,592

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式は移動平均法による原価法によっている。

その他有価証券のうち時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものは移動平均法による原価法によっている。

(2) デリバティブ

時価法によっている。

(3) たな卸資産

貯蔵品のうち燃料は総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法、無形固定資産は定額法によっている。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしている。

(3) 原子力発電所運転終了関連損失引当金

浜岡原子力発電所1、2号機の運転終了に伴い、今後発生する費用または損失に備えるため、当事業年度末における合理的な見積額を計上している。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

(5) ポイント引当金

お客さまに付与したポイントの利用により発生する費用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上している。

(6) 湯水準備引当金

湯水による損失に備えるため、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の規定による引当限度額を計上している。

4 その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理及び振当処理によっている。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

通貨スワップや金利スワップ等のデリバティブ取引をヘッジ手段とし、資金調達から発生する債務等をヘッジ対象としている。

③ ヘッジ方針

当社業務の範囲内における、実需取引に基づくキャッシュ・フローを対象とし、市場変動等による損失回避またはコストの低減を図る目的で、デリバティブ取引を実施している。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジに高い有効性があると認められるため、有効性の評価を省略している。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

(3) 使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用のうち、平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異については、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年9月30日経済産業省令第94号）附則第4条の定めに従い、平成31年度まで均等額を拠出金として使用済燃料再処理機構に納付することにより費用計上する方法によっている。

なお、当事業年度末における未計上額は、24,745百万円である。

(4) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(平成元年5月25日 通商産業省令第30号)の定めに従い、原子力発電施設解体費の総見積額を運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間にわたり、定額法により費用計上する方法によっている。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(貸借対照表に関する注記)

1 担保資産及び担保付債務

担保提供資産

当社の全資産は、社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金的一般担保に供している。

上記に対応する債務

社債	639,260百万円 (貸借対照表計上額 639,257百万円)
株式会社日本政策投資銀行借入金	381,635百万円
金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約により債務の履行を委任した社債	341,450百万円

2 有形固定資産の減価償却累計額 9,725,270百万円

3 保証債務等

(1) 社債及び借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社	117,226百万円
従業員(住宅財形借入ほか)	62,298百万円
日本原子力発電株式会社	38,095百万円
Ichthys LNG Pty Ltd.	13,311百万円
MT Falcon Holdings Company, S.A.P.I. de C.V.	10,089百万円
Cricket Valley Energy Partners LLC	10,084百万円
Carroll County Energy Holdings LLC	8,216百万円
Phoenix Power Company SAOG	1,957百万円
バジャドリド発電会社	1,845百万円
メサイド発電会社	981百万円
ラスラファンC事業会社	882百万円
鈴川エネルギーセンター株式会社	259百万円

(2) その他契約の履行に対する保証債務

JERA Energy America LLC	7,758百万円
MT Falcon Holdings Company, S.A.P.I. de C.V.	4,310百万円
Goreway Power Station Holdings Inc.	1,156百万円
バジャドリド発電会社	1,131百万円
株式会社常陸那珂ジェネレーション	945百万円
Phoenix Operation and Maintenance Company LLC	509百万円
Phoenix Power Company SAOG	181百万円
Q Power Q.S.C.	169百万円
PT.Cirebon Energi Prasarana	103百万円
JERA Power U.S.A. Inc.	10百万円
Ichthys LNG Pty Ltd.	2百万円

(3) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

次の社債については、金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し、債務の履行を委任している。

第411回社債(引受先 株式会社みずほ銀行)	42,800百万円
第412回社債(引受先 株式会社三菱東京UFJ銀行)	27,200百万円
第413回社債(引受先 株式会社みずほ銀行)	32,800百万円
第414回社債(引受先 株式会社三菱東京UFJ銀行)	37,600百万円
第415回社債(引受先 株式会社三菱東京UFJ銀行)	63,800百万円
第416回社債(引受先 株式会社三菱東京UFJ銀行)	46,200百万円
第418回社債(引受先 株式会社みずほ銀行)	37,550百万円
第424回社債(引受先 株式会社三菱東京UFJ銀行)	24,500百万円
第426回社債(引受先 株式会社三菱東京UFJ銀行)	29,000百万円

4 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

長期金銭債権	6,115百万円
短期金銭債権	2,708百万円
長期金銭債務	10,121百万円
短期金銭債務	155,444百万円

5 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

ガス供給事業

専用固定資産	1,492 百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	13,673 百万円
合計額	15,166 百万円

6 会社法以外の法令の規定による引当金

湯水準備引当金

電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第 1 条の規定による改正前の電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 36 条の規定により計上している。

7 株式会社日本政策投資銀行借入金 381,635 百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

費用	213,936 百万円	収益	18,307 百万円
営業取引以外の取引による取引高	276 百万円		

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	716,622 株
------	-----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	35,332 百万円
減価償却費損金算入限度超過額	33,609 百万円
資産除去債務	32,573 百万円
地役権償却額	28,209 百万円
修繕工事費用	14,611 百万円
使用済燃料再処理費用	12,541 百万円
その他	68,598 百万円

繰延税金資産小計 225,476 百万円

評価性引当額 △45,496 百万円

繰延税金資産合計 179,979 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△11,875 百万円
資産除去債務相当資産	△ 6,772 百万円
その他	<u>△ 6,408 百万円</u>

繰延税金負債合計 △25,055 百万円

繰延税金資産の純額 154,923 百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	当事業年度 末残高 (百万円)
子会社	中電ビジネス サポート(株)	(所有) 直接 100.0%	資金借入	資金借入(注1)	—	関係会社 長期債務	6,000
					65,072	関係会社 短期債務	62,600
				利息支払(注1)	209	—	—
関連会社	(株)JERA	(所有) 直接 50.0%	燃料の購入 役員の兼任等	燃料の購入(注2)	422,194	関係会社 短期債務	34,622

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。また、関係会社短期債務における取引金額は、期中の平均残高を記載している。

(注2)市場実勢を勘案し、交渉の上決定している。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,875 円 91 銭
1株当たり当期純利益金額	95 円 09 銭

(その他の注記)

1 電気事業会計規則の改正

貸借対照表等は、「電気事業会計規則」(昭和40年6月15日 通商産業省令第57号)が改正されたため、改正後の電気事業会計規則により作成している。

また、平成28年10月1日に「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」(平成28年5月18日 法律第40号)及び「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成28年9月30日 経済産業省令第94号)が施行され、「電気事業会計規則」(昭和40年6月15日 通商産業省令第57号)が改正された。

従来、使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額に基づき、事業年度末において発生していると認められる額を使用済燃料再処理等引当金及び使用済燃料再処理等準備引当金として計上していたが、同施行日以降は、特定実用発電用原子炉の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じた額を拠出金として使用済燃料再処理機構に納付し、使用済燃料再処理等拠出金費として計上することとなった。

これにより、使用済燃料再処理等積立金 164,687 百万円、使用済燃料再処理等引当金 186,414 百万円及び使用済燃料再処理等準備引当金 16,995 百万円を取り崩している。

2 共同支配企業の形成

当社は、平成28年5月23日開催の取締役会において、当社の既存燃料事業(上流・調達)、既存海外発電・エネルギーインフラ事業および株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリプレース・新設事業(以下、「本件事業」という)を会社分割の方法によって、株式会社JERA(以下、「JERA」という)に承継させるため、JERAとの間で吸収分割契約を締結すること(以下、この会社分割を「本件吸収分割」という)を決議し、同日、吸収分割契約をJERAと締結した。これに基づき、平成28年7月1日、当社は本件事業をJERAに承継させた。

なお、JERAは本件吸収分割契約の締結と同時に、東京電力フエエル&パワー株式会社(以下、「東京電力F&P」という)との間にも別途吸収分割契約を締結し、東京電力F&Pの既存燃料事業(上流・調達)、既存海外火力IPP事業および株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリプレース・新設事業を同時に承継した。

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称および当該事業の内容

既存燃料事業(上流・調達)、既存海外発電・エネルギーインフラ事業および株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリプレース・新設事業

② 企業結合日

平成28年7月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、JERAを承継会社とする吸収分割

④ 結合後企業の名称

株式会社JERA

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社は、平成27年2月9日、東京電力株式会社との間で包括的アライアンスの実施について合意し、両社の燃料調達や上流、輸送、トレーディング等の燃料関連事業ならびに国内外の発電所に関する新規開発・リプレース事業を統合実施する新会社を共同で設立する旨の合弁契約を締結した。また、平成27年12月22日、両社の既存燃料事業(上流・調達)、既存海外発電・エネルギーインフラ事業および株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリプレース・新設事業をJERAへ統合する諸条件や手続きに関する事項等を定めた関連合意書(以下、「本関連合意書」という)を締結した。これらに基づき、平成27年4月30日に設立したJERAに、本件事業を承継させることとした。

⑥ 共同支配企業の形成と判定した理由

この共同支配企業の形成にあたっては、当社と東京電力株式会社との間で、両社がJERAの共同支配企業となる合弁契約および本関連合意書を締結しており、企業結合に際して支払われた対価はすべて議決権のある株式である。また、その他支配関係を示す一定の事実は存在していない。従って、この企業結合は共同支配企業の形成であると判定した。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共同支配企業の形成として処理している。